

小田原市監査委員公表第18号

令和3年9月28日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 篠原 弘

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

令和3年5月28日付け監査第35号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	<p>収納事務委託における事務の取扱いについて（領収書に押印する収納印について）</p> <p>地方自治法施行令第158条の私人への収納事務委託は、収納の権限を私人に委任していることから、収納は委任を受けた者の名で行わなければならない、領収書等には収納事務受託者の収納印が押印される必要がある。</p> <p>しかしながら、市は、体育施設等占用料の収納に関して、収納事務受託者に対し、収納事務受託者の収納印でなく、小田原市出納員の収納印を使用させていた。（スポーツ課）</p>	<p>「出納員収納印」の代わりに収納事務受託者が新たに「収納受託者収納印」を作成し、市所定の複写式納付書・領収書・納付書、収入済通知書に押印して、使用者に納付書・領収書を渡すこととした。</p>
2	<p>収納事務委託における事務の取扱いについて（収納金の払い込みについて）</p> <p>地方自治法施行令第158条第3項</p>	<p>収納事務受託者に、本市指定金融機関等に直接払い込むよう指導した。</p>

	<p>では、収納事務受託者は収納した歳入を指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。</p> <p>体育施設（庭球場・弓道場）使用料及び体育施設等占用料について、収納金を収納事務受託者が指定金融機関等に払い込まず、市職員に渡し、市職員が指定金融機関等に払い込んでいた。</p> <p>収納事務委託による収納金は、指定金融機関等に払い込まれるまでの間は収納事務受託者の責任において管理されるものであり、市職員に渡すことで責任の所在があいまいになる。収納事務受託者は自ら指定金融機関等に払い込む必要がある。（スポーツ課）</p>	
3	<p>収納事務委託における事務の取扱いについて（収納事務受託者が備えるべき帳簿について）</p> <p>小田原市財務規則第134条第4項では、収納事務受託者は収納金出納簿を備え付けて収納金の収納、保管及び払い込みについて整理しなければならないとされている。</p> <p>収納事務受託者は収納金出納簿を備え付けていなかった。収納金出納簿を備え付けないと、収納金が適正に把握・管理されなくなる。市は収納事務受託者に収納金出納簿を備え付けさせ、収納金の収納、保管及び払い込みについて日々正</p>	<p>収納事務受託者に、収納金出納簿を作成するよう指導するとともに、収納事務委託者として適宜事務の遂行状況を確認することとした。</p>

	<p>確に記録させなければならない。(スポーツ課)</p>	
<p>4</p>	<p>収納事務委託における事務の取扱いについて(事後に一括して調定できる収入の調定の誤りについて)</p> <p>小田原市財務規則第37条第2項及び平成10年4月1日付総務部長名通達「一括して調定できる使用料、手数料等について」(以下、「通達」という。)において、市営プールのロッカー使用料については事後に一括して調定できるものとされている。</p> <p>8月11日から8月20日までに収入したものについては、8月20日付で一括して調定しなければならないところ、その調定がされず、8月21日から8月23日までに収入したものと併せて8月23日に調定されていた。</p> <p>御幸の浜プール監視及び入場券発売等業務委託契約ではロッカー使用料についてロッカーのコインボックスから回収し、入場料と区分したうえで、納付書を作成し、指定金融機関等に払い込むことのみが仕様書に記載されており、回収や払い込みの頻度や収納金出納簿への記録については記載がなかった。</p> <p>事後に一括して調定できる収入は通達のとおり調定するとともに、収納事務の委託契約を締結する際には、収納金の</p>	<p>調定については、通達のとおり調定を行うとともに、令和3年度の御幸の浜プール監視及び入場券発売等業務委託契約の仕様書において、収納金の回収・払い込み頻度、収納金出納簿への記録を新たに規定した。</p>

	<p>回収・払い込み頻度、収納金出納簿への記録などを仕様書に規定すべきである。</p> <p>(スポーツ課)</p>	
5	<p>収納事務委託の告示について</p> <p>地方自治法施行令第158条第2項では収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長はその旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないとされている。</p> <p>小田原市スポーツ施設の使用料の収納事務の委託に係る告示(平成29年5月9日告示)では、収納事務委託の対象となる施設使用料の範囲及び行政財産目的外使用料について明示していなかった。</p> <p>また、小田原市宮御幸の浜プールの入場料の収納事務の委託に係る告示(令和2年7月31日告示)では、収納事務委託の対象であるロッカー使用料について明示していなかった。</p> <p>収納事務の委託に係る告示は、本来市が収納すべき歳入を私人が代わりに収納することを歳入の納入義務者に対し示すものであり、明瞭に記載しなければならない。(スポーツ課)</p>	<p>小田原市スポーツ施設の使用料の収納事務の委託に係る告示については、新たに指定管理者の任期が開始となる際の告示の際に収納事務委託の対象となる施設使用料の範囲及び行政財産目的外使用料について明示することとした。</p> <p>また、小田原市宮御幸の浜プールの入場料の収納事務の委託に係る告示については、令和3年度の告示の際に、ロッカー使用料についても明示した。</p>
6	<p>おだわら文化事業実行委員会負担金</p> <p>実行委員会による同委員会事業の効果測定及び評価は適切に行われている</p>	<p>当課では市民ホール開館に向けて、文化・芸術に興味関心を持ってもらい、主催者として利用する人や、鑑賞事業に足</p>

	<p>と考えられる。しかし、負担金支出に対する市の効果測定及び評価については、所管課は「幅広い年代層の参加があった」「収益は上がらないが公共性の高い事業を実施できた」としているものの、評価の指標・測定方法がはっきりせず、評価の根拠が公平性・客観性に乏しく、明確でない。</p> <p>また、実行委員会（鑑賞事業、ワークショップ事業、セミナー事業を実施）への負担金支出のほかに、市は直接、アウトリーチ事業を実施してその経費を市の予算から支出しているが、実行委員会と市との役割分担の考え方や実行委員会実施事業と市実施事業との関係性（相乗効果など）が明確でない。</p> <p>本委員会は令和2年度をもって解散する方向とのことであるが、事業を実行委員会方式で実施したことや市実施事業との相乗効果の有無などを市として改めて分析・検証したうえで、今後の文化創造活動担い手育成事業の改善に活かしていくことが求められる。</p> <p>（文化政策課）</p>	<p>を運ぶ人材などの掘り起こし及び育成を目的として、鑑賞事業、ワークショップ、セミナー等を開催し芸術・文化の担い手育成に取り組んできた。</p> <p>実行委員会形式で開催したことにより、外部の委員を含めた事業の評価については行政の視点からだけでなく、市民の観点も含めて「客観性」がある程度担保できた。</p> <p>しかしながら、事業の企画立案段階から市民委員の意見を反映する機会がなく、事業評価に重点が置かれたことや、評価の指標・測定方法は定量的測定などの明確な指標がなく、監査委員の指摘にもあるとおり、公平性・客観性に乏しい評価であった点などは不十分であった。</p> <p>また、市実施事業と実行委員会事業の連動性では、一部で関連した事業展開による相乗効果は見られたものの、十分な効果は挙げられなかった。</p> <p>今後は、小田原三の丸ホールとの連携も視野に入れ、今年度策定する「(仮称)文化によるまちづくり条例の基本計画」に沿った事業を実施し、定性的、定量的な指標を設定し外部委員による定期的な評価を行うなど、計画の基本目標達成に向けて、公平で客観的な事業評価を実施していく。</p>
7	再生可能エネルギー事業奨励金	今回指摘のあった補助金については、

<p>補助金（奨励金）により達成しようとする発電能力の目標を設定していないため、6年間で3,000kW超の設備が導入されたことが、どの程度効果があったか明確に示すことができていない。</p> <p>また、補助対象設備の発電量を推計値のみで算出し、実質の発電量まで把握できていない状況であった。</p> <p>補助事業の目標値を定め、実績を把握した上で、効果測定及び評価を行う仕組みを構築する必要がある。そのうえで測定した結果を補助事業の見直しや、本市のエネルギー政策の中で当該補助金が果たす役割の検討に活かし、より有効な事業運営をする必要がある。</p> <p>（エネルギー政策推進課）</p>	<p>再生可能エネルギー事業を実施する事業者等を交付対象としていることから、10kW以上の比較的規模の大きな発電設備の導入が見込まれる。</p> <p>そのため目標値については、小田原市エネルギー計画において、2022年までの短期導入目標値として、10kW以上の容量設備を63,330kWとしていることから、これを目標値として設定することが妥当と考える。</p> <p>実績の把握については、奨励金の交付に際し、年間発電量の報告を条件付けることとし、既に交付を行った設備についても報告を求め、報告により得た数値については、今後の施策に反映するとともに、推計値との比較により乖離がある場合には対象者に確認等を行うこととした。</p>
---	---